

令和5年白川町議会第3回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和5年9月11日（月）午前10時03分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 一般質問

日程第5

議第27号 白川町職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第6

議第28号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第7

議第29号 白川町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の
廃止について

議第30号 白川町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の
廃止について

議第31号 白川町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の
廃止について

議第32号 白川町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の
廃止について

議第33号 白川町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の
廃止について

議第34号 白川町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の
廃止について

議第35号 白川町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の
廃止について

議第36号 白川町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の
廃止について

議第37号 白川町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の
廃止について

日程第8

発議第2号 白川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

日程第9

議題38号 令和5年度白川町一般会計補正予算（第5号）

議第39号 令和5年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第40号 令和5年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10

認第1号 決算の認定について

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 三戸勝徳君、 5番 田口守也君、 6番 佐伯好典君、
7番 梅田みつよ君、 8番 今井昌平君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	佐伯正貴君、	副町長	安江章君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	藤井充宏君、
庁舎整備室長	竹腰耕太郎君、	企画課長	渡口彰規君、
町民課長	今井恵美君、	保健福祉課長	三宅正仁君、
農林課長	長尾弘巳君、	建設環境課長	三ツ石克明君、
教育課長	大岩裕樹君、	室長兼会計管理者	今井健吾君、
代表監査委員	今井敬貴君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	安江宏行君、	書記	田口直子君、
書記	今井和樹君		

7. 会議の経過

（議長 9番 藤井宏之君）

議長

令和5年9月11日第3回定例会ということで、議員各位また、執行部各位にご参集いただきまして、ありがとうございます。CCネットが回復してまた同じようなことを言うかもしれませんが、冒頭の挨拶としてちょっと私事ですけれども、この1年間、議長としてあまり十分間に合わなかったかもしれませんが、何とか1年間務めさせていただくことができました。本当にありがとうございました。

この9月に入りまして、まだ残暑が大変厳しい日が続いておりますし、この地域におきましても、コロナ感染者が若干増えてきているというような状況ですので、どうか皆さま方には、体調管理等気をつけていただいて、何とかこの定例会を終了させたいと思いますのでよろしくお願いいたします。冒頭に先立ち挨拶とさせていただきます。

議 長

なお、本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可していますので、ご承知おきください。

議 長

ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

議 長

ただ今から令和5年白川町議会第3回定例会を開会します。

議 長

会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 安江宏行君)

議会事務局長

令和5年8月7日第2回臨時会以降の諸般の報告をした。

なお、令和5年8月25日に執行されました。例月出納検査の結果、並びに6月12日から8月23日にかけて施行されました各課所管の令和4年度事務事業の監査結果および決算審査の審査結果が、監査委員から議長宛てに報告されましたので、その写しを、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定による報第5号、令和4年度白川町財政健全化判断比率、報第6号令和4年度白川町簡易水道事業資金不足比率について、町長から議会に報告されましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長

ただちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

議 長

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

議 長

会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、1番 渡邊昌俊君、2番 杉山哉史君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

議 長

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

議 長

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月19日までの9日間と決定しました。

議 長

ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。

(町長 佐伯正貴君 登壇)

町 長

令和5年白川町議会第3回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

私事ではございますが、町長に就任しましてから1年が経過いたしました。昨年の9月定例会で所信表明をさせていただいたのが、つい最近のような気がいたしますが、月日の経つのが年々早く感じる気がいたします。この1年を振り返り、町長としてなすべきことを着実にやれたのか自問自答してみますと、多々ある課題の中、解決したものより新たに発生したものの方が多いような気がします。コロナ禍での3年間は様々な変化をもたらしました。行事の見直しや、真に必要な事業であるかの見直しであったり、今後の人口減少と少子高齢化の中で生きていくための考える時間であったかのように思います。

議員各位におかれましても、任期の半分を終えられ後半へと向かわれますが、より良いまちづくりのため、執行部と共に一丸となって一層のご活躍を期待するものでございます。

話は変わりますが、先月23日に、東濃信用金庫様と「包括連携協定」を締結いたしました。この協定の内容は、創業支援、事業承継などの産業振興や、移住定住の推進、SNSを利用した情報発信、観光振興など多岐にわたります。私は、今まで行政に携わってきた中で、様々な人と出会ってきました。その方々に助けられ、その縁のおかげでできた仕組みやヒントをいただくことがたくさんありました。消滅可能性市町村県内1位となった時、県の人口問題研究会で委員としてご一緒した岐阜協立大学の竹内前学長には、まち・ひと・しごと創生総合戦略定時の委員長をお願いできましたし、同じく有識者として参加されたOKB総研とのつながりで「岐阜にイシュー」のドラマのロケ地として白川町を使っていただけました。職員には、たった一度の出会いでも、その出会いを大切に、その能力を使わせて欲しいときには頼れる関係性を作ることが大切だと伝えていきます。ただ、そのためには相手からの要求に応えることも必要ですし、それを面倒と思わずに受けるだけの労力を惜しまないことも必要です。そうした「つながり」をどれだけ作れるかが、町づくりを担う職員の武器になると考えています。今回の東濃信用金庫様との「包括連携協定」もそういった意味で大きく育つことを期待しております。

さて、今年の7月は「観測史上最も暑い月」と世界気象機関が発表しました。昔は、町内でもエアコンが設置してある家庭はそれほど多くなく、特に標高の高い地域では夜になると気温もぐっと下がっていましたが、この数年は確かに異常な感じを受けます。この状態がいつまで続くのか、はたまた更に助長するのかわかりませんが、この高温化による影響は、熱中症など

の人体に関することは言うまでもなく、農業や災害、エネルギー問題まで様々なものがあります。今年の稲作は全体的に実りが早かったように感じますし、水が必要な時期に渇水気味であったりと、今までの経験値が役に立たず、その対応を迫られることも想定されます。自然現象は、人の力ではどうにもならないものがありますが、これからの時代はそういったことへの対応も考えなければならないかもしれないと感じるところです。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の一部改正1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更1件、可茂地域各市町村との証明書の交付等に係る事務委託の廃止について9件、令和5年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計補正予算3件、令和4年度一般会計及び各特別会計の決算認定1件以上、15件を予定しております。このほか追加議案として、教育委員会委員の選任に係る人事案件1件を予定しておりますのでよろしく申し上げます。

議第27号は、条例の一部改正であります。定年延長や子育て支援等、近年の労務環境の変化に対応し、柔軟な職員定数管理が可能となるよう、職員定数の見直しを図ろうとするものでございます。

議第28号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するため議決を求めるものであります。

議第29号から議第37号は、可茂管内の市町村間で締結しております、証明書の交付に係る事務委託に関する規約を廃止しようとするものでございます。

議第38号は、令和5年度白川町一般会計補正予算（第5号）であります。今回の補正では、1億5,947万円を追加して、補正後の予算総額を、67億2,885万円とするもので、7月に発生した災害における農地農業用施設、林業用施設及び公共土木施設の復旧費、新型コロナワクチン接種対策にかかる費用のほか、所要の補正を行うものであります。主な内容として総務費では、新庁舎建設に係る木材調達経費のほか、電算システム管理費、移住交流サポートセンター運営補助金、町税過誤納還付金を追加、民生費では、障がい者支援事業費及び福祉医療助成事業にかかる過年度分補助金・負担金の精算金を追加、衛生費では、新型コロナワクチンの接種費用などを追加、農林水産業費では、土地改良、林道整備に係る経費を追加したほか、森林環境税基金の積立額を調整、商工費では、クオーレふれあいの里及び道の駅美濃白川ピアチェーレの施設修繕経費を追加、土木費では、町道新設改良にかかる委託料を追加、教育費では、高等学校就学準備等支援金の交付経費のほか、ふれあいセンター、町民会館及び体育施設の修繕に係る経費をそれぞれ計上し、その他当面必要な事業について補正をお願いするものであります。これに対する歳入予算として、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債及び繰越金を追加して収支の均衡を図りました。

議第39号は、令和5年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、保険給付費等交付金返還金として614万円を追加し、補正後の予算総額を9億9,214万円とするものであります。

議第40号は、令和5年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、過年度分支払基金交付金等の精算返還金として9,054万円を追加し、補正後の予算総額を12億6,985万円とするものであります。

認第1号は、令和4年度白川町一般会計及び各特別会計の決算の認定を求めるものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと存じます。幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

議 長

ここで、暫時休憩します。（午前10時15分）

お諮りします。

CCネットのカメラ不具合が回復するのに約1時間かかるということで、このまま一般質問だけを午後からという形にして、午前中に議案を進めていきたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議 長

再開します。（午前10時17分）

◇日程第3 議員派遣について

議 長

日程第3「議員派遣について」を議題とします。

議 長

お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

議 長

お諮りします。本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第5

議第27号 白川町職員定数条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第5 議第27号「白川町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第27号 白川町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第27号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第27号「白川町職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第6

議第28号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議 長

日程第6 議第28号「白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。説明を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君 登壇)

企画課長

議第28号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第28号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第28号「白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第7

議第29号 白川町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議第30号 白川町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議第31号 白川町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議第32号 白川町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議第33号 白川町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議第34号 白川町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議第35号 白川町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議第36号 白川町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議第37号 白川町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議 長

日程第7 議第29号「白川町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議第30号「白川町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議第31号「白川町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議第32号「白川町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議第33号「白川町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議第34号「白川町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議第35号「白川町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議第36号「白川町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、議第37号「白川町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」、以上9件を一括議題とします。説明を求めます。町民課長。

(町民課長 今井恵美君 登壇)

町民課長

議第29号 白川町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議第30号 白川町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議第31号 白川町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議第32号 白川町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議第33号 白川町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議第34号 白川町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議第35号 白川町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議第36号 白川町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議第37号 白川町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第29号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第29号「白川町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

続いて、議第30号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第30号「白川町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

続いて、議第31号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第31号「白川町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

続いて、議第32号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第32号「白川町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

続いて、議第33号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第33号「白川町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

続いて、議第34号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第34号「白川町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

続いて、議第35号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第35号「白川町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

続いて、議第36号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第36号「白川町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

続いて、議第37号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議第37号「白川町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

る事務委託の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第8

発議第2号 白川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

議 長

日程第8 発議第2号「白川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。6番佐伯好典君。

(6番 佐伯好典君 登壇)

6 番

発議第2号 白川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

発議第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、発議第2号「白川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第9

議第38号 令和5年度白川町一般会計補正予算(第5号)

議題39号 令和5年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第40号 令和5年度白川町介護保険道特別会計補正予算(第2号)

議 長

議第38号「令和5年度白川町一般会計補正予算(第5号)」、議題39号「令和5年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、議第40号「令和5年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」以上3件を一括議題とします。

議 長

お諮りします。

本件については、議案の補足説明を省略し、ただちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。

議 長

お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を9月15日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月15日とすることに決定しました。

◇日程第10

認第1号 決算の認定について

議 長

日程第10 認第1号「決算の認定について」を議題とします。なお、一般会計及び特別会計の決算書とともに、報第4号により、所要の付属書類が事前に配布がされていますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただ今から説明並びに報告を求めます。室長兼会計管理者。

(室長兼会計管理者 今井健吾君 登壇)

室長兼会計管理者

認第1号 決算の認定について、議案及び別冊「歳入歳出決算書」の一般会計及び特別会計の歳入歳出を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。ここで、監査委員に決算審査の報告を求めます。今井代表監査委員。

(監査委員 今井敬貴君 登壇)

監査委員

ただいま議長から報告を求められましたので、令和4年度決算審査結果についてご報告申し上げます。

令和4年度白川町一般会計および各特別会計の決算並びに基金などの運用状況については、本年6月12日以来延べ8日間にわたり、各課の所管事項に係る事務事業につき、その執行状況を監査するとともに、主な事業箇所については現地に出向き、その管理状況を実査いたしました。

また、8月22日、23日の2日間にわたり、総合的に諸帳簿、帳票および証券等の諸書類を照合審査した結果、一般会計をはじめ、各特別会計の決算および基金の運用状況については、いずれも正当かつ適切なものであることを確認いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、各課の定期監査および決算審査における意見等につきましては、お手元に配付いたし

ました意見書の通りでございます。何卒、今一度ご検証いただきますようお願い申し上げます、決算審査報告といたします。

議 長

決算審査の報告が終わりました。

議 長

お諮りします。

本件については、予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を9月15日までに終わるよう期限を付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月15日とすることに決定しました。

議 長

ここで、13時まで休憩とします。(午前11時03分)

議 長

再開します。(午後1時00分)

◇日程第4 一般質問

議 長

日程第4「一般質問」を行います。今回の定例会には、5名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、大項目ごとにまとめて質問する一括方式と小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式の質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく制限時間は質問のみで、30分とし、執行部には反問権を認めております。また、質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。

簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

7番 梅田みつよ君。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

皆さん改めましてこんにちは。暑い日が続きますが、9月に入り少しずつ秋の風も吹き始めたように感じます。今日は9月11日ということで、9.11の事件の日でもあります。私は当時20代でしたツインタワーが崩壊する映像が深く目に焼き付いております。

さて、地元では皆さんのおかげで稲刈りが終わろうとしています。実るほどこうべを垂れる稲穂かなということわざがありますが、私も常にそういう姿勢で臨んでまいりたいと思っております。今日もトップバッターということで、元気いっぱいやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、発言を許されておりますので、質問させていただきます。

今日は大項目として二つの質問をさせていただきます。

まず第1項目です。よろしくお願いいたします。学校体育館の空調設備について質問いたします。現在、文部科学省の学校体育館の空調の設置に要する経費の一部を国庫補助する学校施設環境改善交付金があります。これは、令和7年度までの時限があり、各自治体が注目しております。本町は将来的に小中一貫校に向けての統合を控えていることと、白川中学校の体育館は、現在も避難所の指定となっていることもあり質問いたします。体育館の空調設備の設置の検討について伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

梅田議員に対する答弁をいたします。

ご質問にあるように、文部科学省は、教育環境の改善および避難所としての機能強化を図るため、体育館の空調設備整備に係る補助金について、令和5年度から7年度までの3年間、今までの補助率を3分の1から2分の1に引き上げております。この補助金に該当するには、断熱性が確保されていない体育館に空調を整備した場合、過大な能力の空調機が必要となる他、光熱費が課題となるなど、効率的、効果的な整備ができないため、空調設備に合わせて断熱性を確保する工事が必要となります。工事費用の参考資料によれば、現白川中学校の体育館の構造や、延べ床面積からすると、工事費は4,700万円ほどとなり、その半分以上を一般財源で賄うこととなります。あくまでも参考例からの工事費となりますので、適正な断熱性を確保する方法を検討した上で、空調能力を選定する必要があります。

教育委員会の現状ですが、令和7年度着工予定の大型事業となる施設一体型小中学校の建設に向かって、新しい学校作り検討委員会や設計業者と既存体育館の有効な活用も含め、協議を

進めております。限られた予算の中で、体育館に空調設備を整備するよりも、施設一体型小中学校の建設を優先して進めていきたいと考えております。しかしながら、熱中症が原因で緊急搬送される。または、体調が悪くなるといった事案を聞くことがありますので、体育館の教育環境の改善を図りつつ、避難所としての機能をどうしていくのか、防災担当課とも協議の中で、例えばスポットクーラーなどの機器導入も含め、あらゆる検討をしていきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

まず情報としてでございますが、岐阜市におかれましては令和2年から令和6年にかけて市内の全校にこれを設置すると方針を固め、現在順次設置されているところでございます。

それから、こちら情報になります。子どもの部活動等による熱中症とみられる死亡事故を分析したものがありますので、ご紹介いたします。JSC、これはジャパンスポーツカウンスル日本スポーツ振興センターという、我が国におけるスポーツ振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的専門的機関が発表したものでございます。それによりますと、1975年から2017年の熱中症による死亡事故170件について分析したものです。まず部活動で最も多かったのは野球です。こちらが36件、続いてラグビーが17件、次に多かったのは室内活動になります。柔道が14件と続きます。次はまた屋外になり、サッカーが13件。そして再び屋内活動に戻り、剣道が11件と続いております。また学校行事でもありまして、登山8件、マラソン4件という結果になっております。これは、ご本人はもとより、ご遺族にとっても、悔やんでも悔やみきれない人生に渡る辛さであろうと思います。熱中症で1人事故があったら、それはお金に換えられないというふうに思っております。野外活動ではもちろんのこと、体育館の中でも熱中症により命を落とすケースが起きているということは、これはその他重大な後遺症を残すものや、また軽症であっても、生活に支障があるものも含めて、もっと多くの被害が起きていると考えられます。現在地球温暖化の影響により、本町も決して涼しいとは言えず、今年がそうであったように、年々暑さは厳しくなると想定されます。そういった中で、高齢者等の避難所で避難したがために体調不良を起こしてもらっては、これも元も子もないことというふうに思います。そして何より、未来ある子ども達が健全にのびのびと運動に励める環境は、これから必須です。小中学校の統合を方針に掲げている本町では、これからここで教育を受けていく生徒児童達にしっかりとした整備環境をお願いしていかなければならないと思っております。白川中学校は、最後の統合学校として例を挙げて質問しましたが、現在の黒川小中学校や佐見小学校も含めて、この補助事業の期限があるうちに活用ができるように、ご検討ご協議を進めていただきたいと思います。今、教育課長より答弁がありました学校建設を優先するというお話がありましたけれども、私は本来であれば、これに補助金があろうがあ

るまいが、行うべき設備だと考えております。これについて、再度教育長にお伺いいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

教育長

ただいま体育館の空調設備のことでご質問を受けました。関連してですけれども、私今年の中体連の夏季大会、可茂地区大会に行ける限り参加して子どもの様子はもちろんですけど、設備のことについてもちょっと見渡してきました。空調設備を持っている体育館は、プラザ中体、ここはバドミントンと剣道の会場になっていました。それから、帝京可児中高等学校の体育館私立高校ですけれども、ここも空調設備を持っています、バドミンントンの会場になっていました。その他の市町村立の学校の体育館には、まだ可茂地区においては、空調設備を備えているところまではいってないのかなというふうにして見てまいりました。

一方、議員もおっしゃいました、岐阜市の例を挙げられましたけれども、この9月議会で、体育館の空調設備について、調査費とか設計費を計上している所も見られるようになってきていることもわかります。

もう1点、気候変動適応法というものが今年の4月末に改正されております。これは全国的に見ると、1年間に1,000人ほどの方が熱中症で亡くなっていると、1,000人を超える方が亡くなっているということから、ほっておけない事態になりまして、改正気候変動適応法というものが、制定されました。来年の春には施行されるというふうに聞いています。いくつかの中に各自治体において、クーリングシェルターというものを指定するようなことも載っております。当面は公民館がそういった所になるかと思えますけれども、議員もおっしゃっている通り、体育館は避難所にもなっていますので、大事な施設だというふうに考えております。以上述べたことを考えてみて、この問題はほっておいてはいけない問題だという認識に立っておりますが、それに対してどう解決していくかということについては、先ほど課長も述べましたけれども、現存の体育館については、まず断熱性を確保しなければいけないということで、大きな工事があります。さらに話題にはなっていないが、断熱性を確保することは密閉を良くするということですので、そうすると、単なる空調だけではなくて、換気能力のある空調ですね、室内の温度は変えないが、空気を入れ替えていくというような、そういった換気能力のある空調設備になっていくのではないかと思います。従って、今後課長も述べましたけど、体育施設、学校教育施設だけではなくて、防災担当課とも連携しながらこの施設設備の改善については、調査と検討を進めていきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

ぜひ、また検討を進めて頂くようにお願いします。

第2項目の2つ目の質問に参ります。ウォーキングアプリの「あるくと」について質問いたします。「あるくと」のアプリは導入から3年が経ち、保健福祉課やスポーツリンク白川で定期的なイベントも企画されています。ウォーキングの活発な町民に愛されているアプリであると思います。健康寿命や介護予防の観点からも、もっと広く町民の皆さんに利用していただくと良いのではないかと思います、大きく3つの点について質問をしていきます。

まず1つ目ですが、現在の利用状況について、どのようでしょうか、伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

それでは梅田議員の第2項目のウォーキングアプリ「あるくと」についてのご質問にお答えします。現在の利用状況ということですが、アプリの登録者は、令和5年8月末時点で353人となり、令和4年度末の330人に対して、微増となっています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

では、続き続いて質問に参ります。

2つ目の質問になりますが、イベントなどで実施される景品はどのようでしょうか。お願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

イベントの景品についてですけれども、令和3年度は、個人の歩数を目標としたイベントを2回実施し、1回の景品は町内のイベント協力商店による500円商品券や、アプリ運営会社提供のウォーキングシューズなどで50名分を用意しました。景品は全て配布していますが、商品券の使用率は1回目74%、2回目は78%となっています。令和4年度は、個人の歩数だけではなく、グループの歩数も目標としたイベントを1回と、町で設置したウォーキングコースの踏破を目標としたイベントを実施し、歩数目標の達成者には、令和3年度と同様の景品を50名分、グループでの達成者には、アプリの運営会社提供のタオルを、ウォーキングコース踏破者には1,000円程度の商品を用意しました。令和3年度と同様、景品は全て配布していますが、商品券の使用率は65%となっています。

令和5年度は、歩数を目標としたイベントを2回、ウォーキングコースの踏破を目標としたイベント1回その他、年間を通しての歩数を目標としたイベントを予定しております。1回あたりの景品数、景品の内容は若干ですが、前年からは変更しての開催を予定しております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

再質問させていただきます。

今、景品等は全て配布されているというふうでしたが、商品券の利用が伸び悩んでいるということで、そちらの原因について何かお気づきな点があれば、ちょっと質問をさせていただきます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

ちょっとははっきりした原因は掴んでおりませんが、基本的に500円ということで、何か好みのものがあれば多分替えられるというところだと思いますので、あくまでも本人さんが、いくつかの商店がありますけども、そこで使う機会があるかないか、また、あったとしても自分はこれが欲しいというものがあつたかどうかということはあると思いますので、そのところで今の交換率がちょっと下がっているのかなというふうには思います。また、その辺については、今後いろいろ状況を見ながら検討していきたいと考えております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

では、商品券の方は伸び悩むということで、もしまたこれ別の企画があるのであれば、またそういった検討もされると良いのではないかとこのように思います。この景品について、改めて質問させていただきますが、スポーツリンクの方では、一定の歩数を一定期間達成すると景品がもらえることになっています。その景品について皆さんご存知かなあとと思いますが、ティッシュ一箱になります。これはいつもチャレンジしてみえる方はそれを楽しみにしていらっしゃるというお声があると聞いておりますが、一方でですね、何がもらえるのかなとワクワクと期待して始められた方がティッシュ一箱だったという、ちょっと残念な感想も見られました。それは今後の続けてみようというモチベーションに繋がるかどうかという点で、個人で温度差があるように思います。そういった点では、景品がスポーツリンクさんの景品について、ステ

アップアップするような仕組みですね。例えばそれが10回続いたら、特別賞があるとか、何かチャレンジ意欲をかきたてるような仕組みが必要ではないかと思いました。しかし、限られた予算内では大きな取り組みを行うことができないという現実もあるそうです。景品については、部署での話し合いとか、利用者の声などを少し反映していかれてはいかがでしょうか。その点について伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

スポーツリンクの話がでましたが、スポーツリンクは保健福祉課の担当ではありませんが、ちょっと話をした中では、スポーツリンクさんは確かに予算がないので、今のティッシュが景品ということです。スポーツリンクさんと「あるくと」の行事は共同してやっているものもありますけども、基本的に別で行っているが、スポーツリンクの考え方としては、景品が目的ではなくて、あくまでも健康が目的というところです。一応今の実際の参加者というか、「あるくと」の場合の参加者はなかなか実際の参加者はわかりませんが、目標達成者の数ということでいきますと、大体1回のイベントで100名程度が一応達成者ということになりますので、スポーツリンクさんにお伺いしたところ、行事での参加者の数ですけども、大体50名から100名まで程度の参加があるということで、確かに景品は安いかもしれませんが、健康意識の高い方については、今のスポーツリンクの行事の方にもしっかりと参加してみるのかなというふうには思います。ただその中で、今までもいろいろ共同してやっている中ですけども、正直「あるくと」については来年度以降どうするかというところありますけども、もしこのまま続けるようであれば、スポーツリンクさんとまたよく話し合いをしながら、共同でできることとか、そういったことを探していく中で、うまく回っていけるようなことが考えられればというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

いえ、次の質問に参ります。情報交換など、少しでも進めていただけると良いのではないかと今思ったところがございます。

三つ目の質問に入ります。

今課長の方から、来年度はどうしようかというふうに今後の検討について、考えているところだということではございましたけれども、実際、今後については、方針が決まっているのかお伺いいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

アプリの今後についてということですが、今後についてはアプリの方が今年度導入してから3年が経過することから、アンケートの実施などにより効果を検証し、今年度中に継続等について検討していく予定です。

本事業は、本町の特定健診問診項目の結果から、週2回、30分以上の運動習慣がない方の割合が国や県と比較して高い傾向にあり、白川町健康作り計画、まめな白川生き生きプラン策定時のアンケートからも、運動習慣がある方が少なく、特に40から50歳代でこの割合が高い傾向にあったことから、特に働く世代に健康作りのための運動習慣を身につけていただくきっかけとするため、推進してきたものになります。

本事業の他にも、健康ポイント事業などもあり、アプリの効果を検証するとともに、他事業との関係も整理する中で、今後について検討していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

再質問させていただきます。

ちょっと質問の前置きになりますが、ちょっとよくニュースなどでも取り上げられるもので目新しいものではございませんので、情報としてお聞きいただければというふうに思います。

日本の平均寿命と健康寿命の推移でですね、令和4年度の高齢者の喫緊のデータによりますと、平均寿命は男性が81.05歳、女性が87.09歳で前年度よりも実はちょっと0.4歳下がった状況になっております。一方の健康寿命といいますのは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことを言います。こちら2019年のデータで男性が72.68歳、女性が75.38歳となっています。

これ、ここですと、先ほどもご答弁にございましたように、ウォーキングのもたらす効果というのが一定の効果があるというふうに私も思います。特に屋外ウォーキングは心が晴れ晴れすると思います。参加してみえる方からもとても良かったよというふうにいつも聞いております。このウォーキングをしている方の健康とアプリでの実績の相関関係というのを一度検証してみたいかかなというふうに思っております。今利用されている方や、今から利用される方で、そういったデータを取るのにはいいよという方にはですね、ぜひご協力をいただきながら、継続的な調査ですね、簡単でいいと思いますけれども、体重ですとかね、肥満度とかですね、そういった数値をですね、ぜひご協力いただきながら、より効果的な活用をしていただければというふうに思っております。

はい、その点についてはいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

あの先ほども答弁の中でお答えしましたけども、今年度一応検証の年ということにしていますので、今の相関関係ですね、そこが出るのか出ないのかっていう今までにデータを取ってないというところもありますので、一回その辺のところも確認をしながら、できるところでできるだけ一応検証は進めていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

はい、すいません。再質問です。

もう一点、今、特にデータも取っていない状態で、3年続けてみたというところですね、今ですね、保健師さんたちがお達者検診ですとかね、そういった町の検診などで、ご対応されていらっしゃるというふうに思います。保健師さんは、業務の中では大変忙しいと思いますが、そういった町民の健康診断で集まる方たちですね、集う場所で1人そういう啓発の職員さんっていうかね、担当者の方を置くなどの工夫をしてですね、そういったアプリの啓発なんかをしていくというのは、一つ考えられることではないかなというふうに思います。

その点について今後、ご検討いただいて、ぜひこういった健康増進に繋げていただけるといいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

はい、それも含めて今後検討させていただければというふうに思いますけども、ただ今年もそうですけども、今のアプリの関係で、生命会社さんの関係でちょっとベジチェックかな、あの野菜の摂取量のチェックなんかがありますのでそういったものを健診のときにやらせていただいたりとか、そんな機会を設けていますので健康に対するそういった取り組みについては、今後もできることから検討させていただきたいというふうに思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

はい、質問ではございませんが、町民のあの健康をね、増進するものだと思いますので、ぜひここにいらっしゃる町職員の皆さんもですね、議員の皆さんもこれをちょっと一回アプリを入れてみて、ご自身の毎日の歩数チェックをね、していただけると大変よろしいのではないかというふうに思いますので、いかがでしょうかということで質問を終わらせていただきます。

議長

はい、7番梅田みつよ君の質問を終わります。

次に、2番杉山哉史君。

(2番 杉山哉史君)

2番

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回私は学校再編計画について質問をいたします。

「学校の再編計画」については、少子化や学校施設の老朽化等の課題解決に向けて、当面の方向性として、白川中学校の位置に施設一体型小中学校を建設し、令和9年4月に白川中学校と黒川中学校、白川小学校と蘇原小学校を統合し、新しい校舎に移転し、いわゆる1中学校3小学校の体制にするという計画が示され、昨年7月から10月にかけて町内5地区で合計8回の地域説明会が開かれました。

8回の説明会の状況は、合計で184名が参加。その内101名が黒川地区の参加者であり、黒川地区の関心の高さが窺われました。また、各地区とも子育て世代や若年層の参加者が少なく60歳代以上が多数だったようです。

質疑でも「保護者の参加が少ない」「子育て世代や保護者向けの説明会を行ってほしい」「小さな単位での説明会があっても良い」などの意見が複数あり、それに対して「学校へ出向くなど保護者世代への説明を積極的に行い、意見聴取に努める」「繰り返し説明の場を設けていく」などと答えられています。また、白川、白北、蘇原、佐見地区では学校建設や統合後の学校運営などに対する質問が多く出され、一方、黒川地区では、中学校の存続を求める声、統合に慎重な意見が多かったようです。これに対しても、「地域の合意が得られるよう引き続き説明会を行っていく」と答えられています。

そこで、質問です。1点目、昨年の説明会以降、約1年が経過しますが、改めて説明会は開かれていないようです。この1年間の学校統合に関する説明と意見聴取の進捗状況はどのようでしょうか。また、今後、学校統合までの進め方についてどのようにお考えでしょうか。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

教育長

2番杉山議員の質問にお答えをします。

まず、「昨年の地区説明会以後の説明や意見吸収の進捗状況」についてお答えします。

昨年の説明会が終了後、各地区での意見を議事録として作成し、これをホームページ等で公開しました。この議事録は会場別、発言順の時系列になっているため、それを内容別に7つの項目を起こして整理し、さらに説明会後に寄せられたアンケートの意見も付け加え、これもホームページで公開をしました。しかし、説明会への参加者は少なくごく一部であり、また、ホームページを見ていない方も多いのではないかと予想し、学校再編計画や説明会での意見について「知らなかった」「聞いていない」といったことがあつてはならないと考え、リーフレットを作成して広報しらかわ2月号に綴じ込み、町内全戸配布しました。このリーフレットは全4ページですが、地区説明会の資料8ページのダイジェスト版になっています。

このリーフレットを見られた方の中から、新校舎の配置はどのようなものになるのかという質問が寄せられました。配置はまだ決定してはいませんでした。これがきっかけとなって関係の方々との懇談をすることで、その意見を校舎建設プロポーザルの条件に反映することができました。以上は概ね今年3月までの取組です。

そして本年度4月には自治協議会長会、自治会長会で先ほどのリーフレットを配布し、再編計画や新校舎建設について説明をしました。

話は前後しますが、今年1月には統合した白川中学校の生徒に対して「統合してよかったと思うこと」「統合してもよくなかったと思うこと」を選ぶアンケートを実施し、その結果については教育委員会、校長会、議員協議会、そして新しい学校づくり検討委員会などで公表し、ご意見もいただいて来ました。

今年5月以降は説明や懇談をする場を特別に設けていません。しかし、「もう少し懇談をやってほしい」という声があることは把握していますので、次の質問「今後、統合までの進め方」についてお答えをします。

5月以降、教育委員会では新校舎建設のプロポーザルや新しい学校づくり検討委員会を行い、現在、ハードとソフトの両面から検討をしています。

ハード、つまり新校舎建設については、プロポーザルにより選ばれた設計業者と打合せを行っています。新校舎は現校舎の前に建てることを基本とし、一期工事、現校舎の解体、さらに二期工事として行う予定です。詳細はまだまだこれから詰めていきますが、白川の子どもたちにとってより良い教育を行うためにハード面から検討しています。

ソフト、つまり新しい学校づくり検討委員会では、「3小1中」体制になった場合を想定し、特色ある教育活動や週時程・日課表などの教育課程について、通学方法について、部活やスポーツの在り方についてなど、ソフト面から検討をしています。もちろんハードとソフトは関連していますので融合を図って検討しております。

このように新校舎の概要や「3小1中」体制の教育の概要を新たなリーフレットにまとめ、それを使って10月ごろから再び説明会をする予定です。説明会の方法はまだ決めていませんが、昨年の説明会より一步踏み込んだ情報を加えて説明を行い、ご意見をいただくようにします。議員の皆様にも協議会等でご説明をいたします。

このような取組を重ねることによって合意が得られるよう努力してまいりたい所存です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

2番

はい、今の答弁では、新校舎の建設の内容でありますとか、今までの説明していた概要のリーフレットの作成とか、内部でのことは進めておるといような報告がありましたけども、昨年の説明会でおっしゃっている子育て世代への説明会を積極的に行い、意見聴取をするとか、今回の説明会で終わりではなく、協議を重ねながら進めていきたいという答弁をしておられますけども、この1年間、意見聴取という点では、非常に不足しておったのではないかと思いますけども、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

先ほども答弁しましたけども、2月1日付の広報にリーフレットを作成して配布することによって、全町民の方に今の動きを知っていただかなければならないと、昨年の地域説明会に出席していただいた方は、わずかで知らなかったということがないようにということでそういう方法をとりましたら、ある方から校舎配置について意見や質問がありまして、先ほど述べたように、懇談をしてきました。

議員おっしゃる通り具体的な懇談を行ったのはその件のみでして、広く昨年の懇談の2回目をするということは、確かにやっておりますが、私の考えとしては、新たな情報を持って、次の懇談会に進むということで、それが10月から始めていくというそういう構えでありますのでご理解いただきたいなというふうに思います。以上です。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

2番

このリーフレットを配ったことによって意見があったのは、たまたまそれを見た方からご意見があったというだけでリーフレットを配るといことは、執行部の方から町民への一方通行だと思います。繰り返すようですけども、昨年の説明会の時に、繰り返し説明会を行っていくという話だったのが、1年間新しい情報がないからといって、全く意見を聞こうとしていないというふうに、思われてなりません。改めて説明会という場を設けなくても、地域の中でいろんな行事があります。特に、先ほど申し上げたように、若い世代、子育て世代に対する参加が少なかったと

いうことであれば、毎年学校で行われておりますP T Aの会議ですとか、保護者会ですとか、そういった場へ出向いて、何らかの機会を利用しながらでも説明し、意見を聞くということは、もっともとできたと思いますし、やるべきではなかったかと思いますがいかがでしょう。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

懇談説明を重ねて参りますというのは、1年間に令和5年度今年、まだ半分過ぎましたけども、何回もやるっていうのはもちろんそうですけども、もう少し長い目で見てもらって、重ねていくということもご理解いただきたいなと思います。

今回の議員の説明は、去年の説明会以降というふうになっておりますけども、実は令和3年度にも、保護者の説明会をやっております。その時のやり方は、議員おっしゃったように、学校の行事、P T A行事という場に出向いて、お話をさせてもらっています。その時から今年の7月以降、何が変わっているかという、校舎建設の時期が変わっていますが、方向はほぼ一緒なんです。方向はほぼ一緒。時期が少しははっきりしてきたということで、それをもって地域説明会に行きましたので、去年の説明会は保護者だけでなく、地域の方もたくさん参加していただけていると思います。ですから、これから10月以降において、また懇談会を行っていきますので、この5月以降、意見吸収していないんじゃないかというご指摘がありますが、今後に向けてまたやっていくということで、ご理解いただきたいなと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

2 番

十分な答弁だとは思っていませんけども、次の質問にもまた関わってきますので、一問目についてはここまでにして、2つ目の質問をさせていただきます。

去年の説明会では、「説明した内容は決定ではなく提案である」と言われていますが、今後いつ頃、どのような状況で決定されるのでしょうか。また、5地区の中で特に黒川地区については、合意が得られているとは言い難いと感じていますが、合意が得られたという判断は何をもってされるのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

まず、「いつ頃、どのような状況で決定するのか」についてお答えをいたします。

学校再編は令和2年1月に教育委員会が策定した方針に基づいて進めています。ただし、この

中で新校舎建設については具体的にその時期を「令和8年3月末を目指す」としてきましたが、庁舎建設に伴う予算とか合意形成に要する時間を鑑み、現在は令和9年度中、つまり令和10年3月となります。時期を表記しているのはこの部分だけです。

このように再編の方針は教育委員会が作成をしていますが、これは今説明したとおり町の方針でもあります。この方針を町民の皆様に提案し、合意が得られれば「ほぼ決定」と言えるでしょう。そうなれば学校設置条例の改正という運びになります。そのために、先ほどの質問にお答えしたように、保護者や地域に対して説明、懇談を丁寧に行っていく所存です。

いつ頃については、学校建設については国庫補助の関係がありますのでそこから遡って設置条例を改正する。おおよそ令和6年度内ということになると思いますが、そういう設置条例改正の必要があると考えます。統合の合意が得られる時期も学校建設と合わせて進められればいいのですが、町や教育委員会だけの都合で進めるわけにはいきません。いずれにしても合意形成が重要ということです。

次に「合意が得られたという判断」についてお答えをします。

過去に白川小と白川北小の統合、白川中と佐見中の統合を実施してきましたが、これらについて「何をもちて合意が得られた」のかを明確にお答えすることはなかなか難しいです。また、これらの統廃合に関係するすべての方の同意が得られた。ということもそのようには思っておりません。

統廃合については、はっきりと賛成や反対を意思表示される方もいますが、中間にあたる方もおられます。そして、この地区は賛成、この地区は反対という単純なものでもありません。家族の中でも、親子の間でもいろいろな思いがあるのが自然です。

去年は7月から10月にかけて地区説明会を行い、今年はこれから行おうとしています。説明や懇談を繰り返し、町の方針を理解していただける方の意見が増え、「統合してもいい」「統合しよう」という気運が高まってくれば合意が得られたと言えるでしょう。それを数字では示すことは大変難しいことです。むしろ無理に数字で示すことは危険と考えています。

学校統合については、統合による効果もあれば課題もあります。過去2回の学校統合において、課題については事前にその改善策を提示しながら、統合への理解をお願いしてきました。

黒川の場合、私も議員が仰るように中学校の統合についての合意はまだ得られていないと認識をしています。今後、統合した場合に得られる効果と統合した場合の課題への対応、つまり先ほど答弁しました新校舎の情報とか「3小1中」体制に伴う教育について説明して参ります。逆に、もし存続、つまり現状維持の場合の効果や課題についても一緒に考えていただきたいと思います。なお、今回は黒川についての質問でしたが、児童がさらに減少する佐見小の今後、また、統合する白川小、蘇原小のことについても合意形成を図っていく予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

2 番

教育長がおっしゃった通り、私も何をもって合意形成とって、数字で表すことは非常に難しいと思っています。100%賛成ということは、どこまでいってもないと思っておりますが、やはりそういった中で、地域の雰囲気であるとか、概ねということになると思いますけども、最終的には町の方で反対意見も少ない、おおむね合意が得られたんだらうという判断をどこかでしなきゃならないと思っております。

教育長も黒川地区については今、合意が得られたとは思っていないというふうにおっしゃいましたので、なおさら1問目の質問にも重なりますけども、去年の7月の時点で合意形成が得られていないと思ったのであれば、新しい情報が出るまで待つのではなく、去年の説明会は、黒川地区が100名だったというものの、全体の半数以上を占めておるわけなんですけども、黒川地区全体の人口が今、1,600人ぐらいだと思いますけども、1,600人だとすると6%程度ですか、の方しか参加をしておられないわけです。

いろんな機会に、黒川地区の様々な意見、そういう中には、やはり賛成の方もあって、100%賛成はできんけども、いろんな諸々の状況を考えれば、やむを得ないねという意見もあるでしょう。やっぱり反対だという人もあると思います。

たくさんの意見を聞いてその中で、やはり諸々の事情を勘案して、やむを得ないであっても、仕方がないであっても、認めてもらえるような、そういった人をたくさん増やしていく。それには、1年間放置しておくのではなくて、やはり去年の7月からこまめにその地区へ出向いて意見を聞くべきであったと思いますし、先ほど教育長が6年度内に条例改正をしたいとおっしゃいました。もう今5年度は半分終わっております。去年の7月からですと6年度中ということであれば2年半しか期間がないのに、そのうちの1年を何も地域の意見を聞かずに済んできたということになります。残りの1年半、本当にこまめに足を運んで、1人でも多くの人の意見を聞いていただきたいと思います。これは黒川地区だけではなく、他の地区においても、説明会では反対の意見はあまり出てなかったんですけども、それだけに反対の意見を言いにくかったということもあるかもしれません。他の地区においても、1人でも多くの方に説明を直接聞いていただいて、意見を聴取するという姿勢を持っていただきたいと思いますがいかがでしょう。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

教育長

合意についての考え方は、議員と私もそんなに変わらない、同じだというふうに思っております。ただ何回も足を運んで、しっかりと地域に説明懇談をせよというご指摘なので、それは9月までは過ぎてしまったので、10月からまたしっかりやっっていこうと思っております。先ほどの6年度内の設置条例改正については、もう1回述べますけども小学校部分の建設については、国庫補助

を受ける関係がありますので、はっきりとしておく必要があるということになりますが、中学校については、国庫補助の関係は今のところありません。ですから、その6年度内で一緒にできればいいが、と言っただけで、もう少し余裕はあります。余裕はありますので、そういうことも見越して、各地区へ足を運んでいこうと思います。よろしくをお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

2 番

1年間が過ぎてしまったので、これから十分説明会を行って意見を聞く機会を作っていただきたいと思います。私がおくわずかな人ですが、黒川地区の人から意見を聞いて話を聞いたところによりますと、賛成の方は非常に少なく反対の方は多いと。中には、もう決まったことやもんで何を言っても仕方がないとか、意見をきちっと聞いてもらう機会がないもんで、諦めとるか非常に不満を持って、反対と言われなくても不満を持ってみえる方は非常に多いという印象を受けております。そういうこともお伝えをして、そういった不安を解消し、消極的であっても、同意が得られるような努力を続けていただきたいと思います。

3問目に入らせていただきます。

町長にお伺いします。学校統合について最終的に判断を下すのは、教育委員会ではなく町長です。黒川地区については、先程も申し上げましたように、中学校の存続を求める声が多いようですが、町長の地元でもありますので、町長自ら説明会や地区内の様々な機会を利用して、町の方針を説明し、理解を求めたり地域の声を聴いたりして判断されてはいかがでしょうか。

また、黒川地区は他地区と比較して圧倒的に移住者が多く、現在は移住希望者が多いものの、住宅が不足しているということを知っております。今後の移住者の状況によっては、児童生徒数の現状維持も不可能ではないかもしれません。中学校の統合については、当面先送りして、今後、移住政策に一層力を注ぎ人口動態の様子を見るというのも1つの選択肢であると思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

今、いろんなご意見をいただきましたけれども、学校の再編計画につきましては昨年各地区で開催された説明会には私自体はまだ出席しておりませんので、会議録の中でその時の意見を確認をした程度にとどまっております。

出席者につきましても、地域によってばらつきもありますし、先ほど教育長が答弁いたしましたように、教育委員会からの計画の周知もされてはおりますけれども、全町全てに十分な意見を伺ったとは思ってはおりません。

特に黒川地区の話が出まして、中学校の存続を求める声が大きかったということでございますけれども、佐見地区は既に中学校の統合がなされておりますので、中学校の統合ということに関しては、黒川地区だけが今回の計画で影響がある地区なのかなとは思いますが。

小学校の統合という点では全地区それぞれ影響ありますので、最低、保護者の皆さんには集まれる機会などには説明をする必要があると思っておりますし、その中でも意見を聞くことが必要と考えております。

今、1年に20人程度しか出生数がないという状況が続いております。4つの小学校の体制をこのまま維持していくということは、非常に厳しいことであろうなというのは皆さん共通の認識かと思っておりますし、中学校にしても同様だと思っております。

老朽化をしました白川中学校については、ここ数年最小限の修繕で何とかここまで維持をしてきましたけれどもご承知の通り、建て替えるということとしております。

新しく建設する校舎の建設という事業はこの後もう町内ではなかなかない、もうおそらく最後になるんじゃないかと思っておりますけれども、最終的な段階であるということから、本当に本町最後の教育の場として十分に足りうるものであるようなものを作っておく必要があると思っております。

今回の学校の再編計画、そういった点を考慮しながら、現時点での最良策として策定をされております。

黒川と佐見の小学校は今の計画の中ではまだ残りますけれども、進むべき方向としては、最終的なものに近いと、この計画は思っておりますし、執行部側と教育委員会側と向かう方向が同じであるという認識で動いております。

ただし、私としての思いでございますけれども、本計画にございますスケジュールがございますが、このスケジュール感については、絶対このスケジュールでどうしても進めたいということではなく、状況によってはずれることはありうるだろうなという考えは持っております。

議員ご意見の通り実際に声を聞く中で、いろんな問題が出てくるとは思いますが、その問題が解決して対応できるものがあるのか、単なる感情論だけであるのか、そういったことも考えながら、この先見極めていく必要があるかなとは思いますが。

いろんな意見、おそらく町内でもあると思っておりますけれども、この先何年かしていくとその学校に関わられる方々も変わってまいりますし、その時の意見がまた今と違ってくるといことも十分に考えられます。

その時の状況に応じて進むべき方向も変えていく必要があるかなとは思っております。

学校の統合とは少し違う話ですけれども、質問の最後にございました、黒川の移住の関係で住宅の需要がたくさんあるというお話ですけれども、現在も実際足りない状況が続いておりまして、黒川小学校の東側にある教員住宅世帯用住宅がありますが、こちらの方は一般住民用に貸し出しができるような方向で今進めておりますし、サポートセンターの方では、空き家をリノベーションしてシェアハウスとして活用するような事業も計画をしておられます。

先ほど申し上げました通り、出生数大変少なくなってきましたけれども、本当に子どもさん連れの家族で移住してくる方がこれからもたくさんあれば、出生数は少なくとも子どもの人数は足りると思っておりますので、それが一番ありがたいことかなと思っておりますので、それもできるような形で進めていくのも、学校以外のところで進められるところかなと思います。

以上、私からの答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

2 番

はい、大変長い答弁いただきましたけれども、僕の質問したことにどう答えられたのかちょっとよく理解できなかったことがあるので、もう一度改めて聞きますが、町長、黒川地区については地元なので、今まで改まった会ではなくても、いろんなところで黒川地区の人と出会う中で、いろんな意見を聞かれたことはあるのではないかと思いますけども、そういったことがあったのかどうか、どんな意見であったのか、そして、私が言ったのは、今後教育委員会が行われる説明会ですとか、それ以外でも黒川地内の集まりに町長自らが出向いて、積極的に説明をしていくと。やはり町長という存在は非常に大きくて、町長自らが町内の施設の状況で、学校の状況であるとか、財政の状況であるとか、人口の動態であるとか、そういったいろいろな事情でやむを得るので、皆さん認めてほしいと町長自ら言われれば、これは結構大きい。そんならしょうがないなという方も多くなるんじゃないかと思えますし、逆に、町長が地元であるだけに、地元の町長なので何とかしよって言われるかもしれません。どういう結果はわかりませんが、本当に町長が直接、地元の声を聞いていただいた上で判断をしていただきたいというお願いですが、今後出向いていく予定はあるのか。いかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

はい、去年の説明会以降いろんな方とお会いすることもあって、意見もいろいろ聞いております。実際に保護者の方でない方のご意見の中には、どちらかというと反対意見のが多いのかなと思えますし、保護者の方ともお話をすることがありましたけれども、説明会の時の意見の中ではどうしても大きくなる声は、反対する意見の方が大きいので、中には賛成する人も保護者の中にもあるし、どちらかというところでもどちらでもいい統合してもいいし、このまま残ってもいいという意見もあるということをお聞きをしました。どうしても皆さん集まる中でのご意見というのは反対される方の方が声が大きくなりがちですし、ものすごい賛成で統合したいと意見を言われる方は少なかったかもしれませんが、この後いろんなところでまた意見を聞いていきたいなと思っております。

それから先ほど何回かお聞きになられる、今まで説明会をやってこなかった点ですけれども、今黒川のことばかり言われておりますが、蘇原の保育園のことが以前あって、当然ながらにして全てお話は地元の方も納得済みであろうと思っておっても、実際に行ってみると、実は違っておったこともあるので、今それほど声が届いてない黒川以外の地区からも、どんな意見があるかというの届いてないだけで実際にはあるのかもしれないなという気がしておりますので、他の地区も同様に説明会をやっていく必要がありますし、秋以降に行っていく説明会は私も出向いていこうかなと思っております。

今そういった中で進めていくつもりではありますが、最終的に統合の話については、子どもさんをこれからどうした方がいいのかな、というのが一番重要なところかなとは思いますが、どうしても子どもさんに関わる保護者の方の負担というのは、遠方の学校になればもちろん増えてくることはたくさんあるでしょうし、PTA活動にしろ、通学のことにしろ、増える負担もあるとは思いますが、その中で少ない人数のままの学校でやっていくのか、少し大勢の人数にして、といってもそんなに大勢の人数にはなりませんけれども、その中で子どもさんを学校で学ばせた方がいいのか、というところの判断は非常に難しいところであろうと思っております。それぞれに良いところがあるのは十分承知もしておりますので、難しいところではありますが、町の方針はこういう形で作っておりますので、説明をして実際に生の声を聞いて、先ほど少し答弁で申し上げた、そのスケジュール感が、統合通りのスケジュールでいくのか、もう少し先に延びるのかということは、その後の判断が必要かと思っておりますけれども、これから説明会に進んでいって、決めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

2 番

はい。今、学校建設と学校統合の問題と並行して進んでおりますが、学校建設は具体的になってきて、ややもすると、この2つを同時に進めていかなければいけないものを学校建設に傾きがち、そちらに力を注ぎがちになっているんじゃないかなというふうに思います。町長からも答弁をいただきましたので、今後は学校統合について、やはり丁寧に進めていくということを念頭に置いて、地域の諦めムードや不満を少しでも解消すべく、十分お話を聞いていただいて進めていただくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長

ここで、10分間休憩をとりますので、17分から開始します。(午後2時07分)

議 長

再開します。(午後2時17分)

次に、5番田口守也君。

(5番 田口守也君)

5 番

議長さんからお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

先ほども言われておりましたが、白川町がですね、実りの秋ということで、収穫の真っ最中ということで、各地で稲刈りに励んでおられますが、あちらこちらで被害が出ておるようですので、私はですね、鳥獣被害についてご質問をさせていただきます。

白川町では近年シカによる農作物への被害が増えております。下佐見久室地区では大豆の播種後、シカに全部食べられ播き直したと聞きましたし、水稲においても植えたばかりの稲が食べられるなど、大豆水稲共に各地域で被害があり、かなりの減収になると思われま

す。獣害対策として防護柵が最良と考えていましたが、川や道から農地に侵入しているとのことでありまして、組合員の皆様方や、農家の方大変な思いをされておられ、戸惑いを隠せない状態があります。

また、本年2月には黒鯉の池で、20cm程に育った黒鯉400から500匹がですね2、3日のうちに、ほとんどカワウに食べられる被害が発生しました。これは解け始めた氷の所から侵入したとみられるとのことで、力を落としてみえました。また、最近はやまビルによる被害を耳にし、更なる分布域の拡大が懸念されております。

やまビルの拡大要因はですね宿主であるニホンジカ、イノシシ等の分布拡大が指摘され、引き続き捕獲事業の継続が必要であるとされていますし、防除対策に効果的とされる草刈り等、地域に更なる環境整備の活動が求められます。

住みやすい地域であった白川町がここ数年、生態系が大きく崩れ、鳥獣によって、農作物被害など生活しにくくなっております。

住民の方はなんとかシカの数だけでも減らないものかと、話してみえるのをよく耳にいたします。そもそもですねシカはですね白川町にはいなかった動物で、数年前に雌ジカが保護されていて駆除することができず、保護が解除された時には既に金山町から佐見に入りだし、凄

い勢いで増え始めました。当時の猟友会長さんはですねもう少し早く雌ジカの保護解除がなされていたら、こんなにも増えることはなかったと嘆いてみえました。

シカの対策としては防護柵の設置が最良の方法と考えて進めてきましたが、防護柵の設置だけでは、根本的な解決策にならないと以前言われていましたがその通りで、増えすぎたシカの数を減らさなくては、根本的な解決にならないと考えます。

そこで、鳥獣よる農作物への被害状況と駆除等による捕獲数はどのようなかご質問を致します。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

それでは、5番田口議員のご質問にお答えいたします。

最初に全国と岐阜県の鳥獣による農作物の被害について報告をいたします。

農林水産省がまとめた野生鳥獣による農作物被害の状況について、一昨年、令和3年度の結果が今年8月に報告されております。令和3年度の全国の農作物の被害額は約155億円に登り、そのうち岐阜県は約21億2,000万円となっています。前年の令和2年度と比較すると、全国の被害額で約5億9,000万円の減、岐阜県全体では約7,000万円の減となっています。

うち、シカによる被害額の状況ですが、令和3年度の全国の被害額は約61億円、岐阜県全体では約5,000万円となっており、令和2年度と比較すると全国で4億6,000万円の増、岐阜県全体で1,400万円の増となっています。全体の鳥獣被害額が減る中、シカについては反対に被害額が増える状況が伺えます。

白川町の農作物の被害状況ですが、昨年令和4年度は、町全体の被害額は461万円、うちシカによる被害額は113万円となり、2年前令和3年度と比較すると町全体の被害額で107万円の減、うちシカについては14万円の減となっており、全体では少し減るもののシカの被害はほぼ変わらない状況となっております。

このシカの被害を受けた農作物の内容には変化がみられており、令和3年度に被害があった農作物の割合は、野菜、芋類が75%、水稻が15%を占めておりましたが、令和4年度では、豆類が46%、水稻が45%と大きな割合を占めており、水田への被害、転作作物の大豆への被害が増えてきたと考えられます。

議員がご指摘をされたとおり、今年は町内各所の営農組合から鳥獣被害の報告を多数いただいております。ファーム佐見ではシカ、キジバトの被害で大豆の播種を3回もやり直しされたり、水稻の苗を食べられる被害がございました。また最近では、黒川の集落内にアオサギが巣をつくる報告もあり、住民生活に影響を及ぼす事例が増えていると感じております。

次に、鳥獣の捕獲の状況について報告いたします。捕獲については鳥獣被害対策実施隊、白川町猟友会の方々が、定められた猟期に捕獲する外、有害鳥獣の捕獲許可に基づいて銃、ワナの捕獲を行っております。

昨年、令和4年度の捕獲数ですが、シカが132頭、イノシシが41頭、サルが8頭、その他鳥類が22羽となっています。2年前令和3年度と比較すると、シカで18頭の捕獲数の増、イノシシは28頭の増、サルは9頭の減、その他鳥類では15羽の減となっており、狩猟免許所有者が高齢化する中であって、有害鳥獣の駆除に懸命に取り組んでいただいている状況でございます。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 田口守也君)

5 番

はい、ありがとうございました。大変詳しくご答弁いただきましてありがとうございました。今言われましたですね、全体の鳥獣被害額が減っている中ですね。シカについては、反対に被害

額が増えている状況だということでありまして、被害があった農作物の割合はですね、野菜、芋類がですね、75%、水稲が15%を占めておったのがですね、令和4年度では、豆類が46%、そして水稲が45%と大きな割合を占めておるということで、水田の被害が、また、転作作物への大豆への被害が、増えているということが言えると思います。

昨年の捕獲数が、シカがですね132頭ということですね、2年前と比較すると、シカで18頭の捕獲数の増ですが、たくさん捕っておられるには、おられるのですが、まだ増えている状態だということでありまして。有害鳥獣のですね駆除に懸命に取り組んでおってはいただけですが、捕獲数は増えておるけども、なかなか減らないのが現状かと思えます。

そこでですね、鳥獣害駆除は猟友会の皆様のご協力を得ておりますが、実施隊員報酬また、捕獲報償金等はですね、他地区と比べて少なくはないのかということ、そして捕獲に関する経費についてご質問をさせていただきます。

またですね、町内にはワナの免許を取得されている人はどのくらいおられるのか、活動状況を教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、それではご質問にお答えいたします。

町が組織をします鳥獣被害対策実施隊の報酬についてでございます。近隣市町村の状況と比較をいたしますと、隣の七宗町では駆除隊1人あたり年間5,000円の報酬になっております。東白川村は1万円、八百津町、美濃加茂市は年間の報酬はない状況でございます。本町は東白川村と同じ1万円の年間の報酬としてございます。

捕獲に対する報償金ですが、シカの報償金について報告いたします。七宗町ではシカ1頭捕獲すると銃、ワナどちらも1万円、東白川村では銃、ワナどちらも2万円、八百津町は銃で5万円、ワナで1万5,000円、美濃加茂市は銃、ワナどちらも2万円となっております。本町は銃で2万円、ワナで1万円の報償金となっており、八百津町の銃5万円が突出をしていますが、他の市町村との比較では若干の上下がある状況でございます。

この報償金は、国、県からシカについては7,000円の助成をいただき、町が上乗せをして銃2万円、ワナ1万円の報償金としております。今、お話した報償金の額は猟期以外の有害駆除に係る報償金になります。猟期には県から個体数調整として銃、ワナともに1万5,000円の報償金が出ております。

次に、ワナ免許を取得している方の人数、活動状況について報告いたします。現在、鳥獣駆除に従事をされる鳥獣被害対策実施隊は町内全員で59名となっており、そのうちワナ免許所有者は48名となっております。有害鳥獣駆除の活動は、本人が所持するくくりワナや柵、営農組合に貸与しております柵等で捕獲をしますが、令和4年度のワナ、柵の捕獲実績としまして、シカ7

1頭、イノシシ38頭となっております。被害があった農家の方の要請を受けて、近くのワナ免許所有者が捕獲することが主な活動となっております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 田口守也君)

5 番

はい、ありがとうございました。

有害鳥獣被害の実施隊の報酬ということで、本町は1万円ということで、東白川と同じではありませんが、捕獲に対しての報償金ですが、銃は2万円ですが、ワナは1万円ということで、これはあの、なぜワナが1万円かと思いますが、東白川と同じぐらいでもいいんではなからうかと思いますが、あとですね、ワナ、柵の捕獲実績は、鹿が71頭、かなりの数の捕獲をしていますが、まだまだ捕獲をお願いしたいわけですが、ワナ、柵の捕獲実績71頭ということで、たくさん取っていただいていることはわかりますが、シカのもっとシカの数減らすためにはですね、先ほどの報償金等々も、今後ですねご検討いただければと思いますし、シカは農作物に被害をもたらすだけではなく、夜間の道路にも出没するためですね、車にぶつかったという事例をたくさん聞きます。シカの数減らすためにですね、猟友会の皆さんの協力を得て、駆除をされていますが、なかなか成果が上がらない、減るところか増えているのではないかと思います。この際ですね、鳥獣駆除ができる業者に委託するなどですね、短期間で減少させることを考えないとですね、営農組合をはじめとする農家の皆さんのやる気の低下はもちろん、経済的負担や収入減様々な問題が出てくると考えられますが、お考えをお聞きしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、ありがとうございます。短期間で減少させるということで、現在、町の有害鳥獣対策の取組みとして、ワイヤーメッシュ柵を設置する国庫補助事業、また、ほ場単位に電気柵を設置する補助事業を進めておりますが、ワイヤーメッシュ柵においては町内の約15の営農組合が集落を囲むように設置をされております。冒頭、申し上げたように全体の被害が徐々に減ってきたのは、このワイヤーメッシュ柵の設置が一定の効果を生んだものと思います。ただし、ご指摘のあったように人里への慣れもあり、川や道路から侵入するケースが増え、これまでのような柵だけの防御では難しい状況です。そのため、防ぐだけではなく個体数自体を減らす対策が必要であると考えております。

具体的な取組みとして、成り手が少ない狩猟者を少しでも増やすため、銃及びワナ免許の資格取得に対し、費用負担の軽減を図ることを検討しております。また、町では鳥獣の被害防止対策について、関係機関が連携いたします鳥獣害防止総合対策協議会を組織しておりますが、協議会

として対策を講じる話し合いが不足をしているということを感じております。防御方法の研修や狩猟免許取得者の普及活動、これができていないところがあります。最新の防除技術の勉強会であったり被害防止に必要な機材の導入など、積極的に連携を図っていくことが必要であると思います。

なかなか直ぐに決定打となる施策はありませんが、被害防止に向けて個人農家、営農組合等、それぞれができることをやる中で、町としても今後支援を続けて参りたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 田口守也君)

5 番

ありがとうございました。なかなか決定打という施策はですね、ないと思いますが、捕獲することが第一と考える。鳥獣害防止総合対策協議会などを中心にですね、積極的に連携を図っていただいて、被害防止に取り組んでいただきまして、農作物に対する被害が減るような対策を講じていただきますようお願いいたします、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長

5番田口守也君の質問を終わります。

次に4番、三戸勝徳君。

(4番、三戸勝徳君)

4 番

それでは議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回私は、森林整備について質問させていただきますが、その前に私自身、山林を所有しておりませんし、また山仕事の経験もありません、若い頃に短期間ではありますが、木材組合の方に勤めておりましたので、若干というところですがほぼ素人でございます。そんな素人の私が質問いたしますので、もし間違ったような言葉がありましたら、ご指摘いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

森林整備につきまして小さな項目5つに分けて、それぞれ質問をさせていただきます。初めに森林環境税、森林環境譲与税について質問いたします。

来年令和6年度より、森林環境税が国民ひとりあたり1,000円、課税徴収されます。その根拠となる法律には、森林整備とその促進に関する施策の財源に充てるためと増税の目的が記されています。一方で、森林環境税の納税が始まるまで、遡って令和元年度より、先行する形で森林環境譲与税として国庫から交付金が配分されていますが、全国自治体の取組みとしては、本来の目的に沿って活用されたケースと、あまり活用されず基金として積み立てられているケースがほぼ半々という状況のようです。

そこで、この5年間、本町に配分された森林環境譲与税の収入額とその使途についてお伺いいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

それでは4番三戸議員のご質問にお答えします。

森林環境譲与税については、地球温暖化の防止、国土の保全や水源涵養など、森林の持つ公益的機能が国民に広く恩恵を与えるものとして、適切な森林整備を行うために国が都道府県、市町村に対して令和元年度より交付されているものです。

本町への森林環境譲与税の交付額は、令和元年度から令和5年度の5年間で、約2億4,200万円となります。その主な使途内容は、森林整備のための山林境界明確化事業に9,500万円程、交付額の約40%です。新庁舎建設に係る木材調達業務に5,300万円程、交付額の22%、人材育成、担い手確保のための各種事業に2,700万円程、交付額の11%、その他木製遊具や出産祝金の木製品、トレッキングコースの測量業務などに利用しております。また、基金として5,000万円程、交付額の21%程の積立を行っております。これについては、令和6年度の新庁舎建設工事と備品調達に利用する予定となっております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、町民が納税する貴重なお金が元ですので、目的に沿って適切に使用していただくよう求めますし、我々もしっかりとチェックしていく必要を感じております。

それからですね森林環境譲与税については、来年度より増額されるとのことですし、またその配分を巡っては、見直しの動きが活発化していると聞いておりますが、そのあたりについての現況を教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、森林環境譲与税の配分についてですが、本町の森林環境譲与税の交付額は、令和6年度から毎年7,600万円程になる見込みです。この市町村への配分基準は、森林の面積割が50%、人口割が30%、林業従事者割が20%となっております。議員から基金積立についてご指摘があったように、人口割で多く譲与税が交付される都市部では、うまく活用されないまま基金へ積立していることが問題視されています。森林を多く持つ市町村の取組みが活発化するよう、

配分方法の見直しについて、議会をはじめ関係機関からも要望がなされている状況でございます。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

森林整備という目的でありながら私有林や人工林の面積が0といったところにも配分されているという、現実を考えますと、配分見直しは当然必要であり、現実化していくものと思いますので、今後一層の有効活用に期待しております。それから次の質問に入っていきますが、次に森林環境譲与税の今後の活用についてということで質問いたします。

先ほどもありましたが、森林は、地球温暖化防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等、人々に様々な恩恵を与えています。適切な森林整備が求められる一方で、所有者や境界がわからなかつたり、担い手不足による手入れ不十分の問題があります。

中山間地に位置する本町は、総面積の実に9割近くを森林が占めていますが、手入れが行き届いているとは言い難い現状の中、税の施行が、こうした状況を変えていく契機ではないかと考えます。

そこで、今後森林環境譲与税をどのように活用していくお考えか、お尋ねいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、今後の活用についてということでございます。

毎年いただく森林環境譲与税の活用については、引き続き森林整備を進めるために、山林境界の明確化事業、あるいは担い手確保を図る取組みとして、担い手育成事業を継続していきたいと思っております。

更になかなか進まない間伐等の森林整備を加速させるため、林業機械の利用促進や町単林道整備事業への充当も新たに検討したいと考えております。また森林資源の活用を図る取組みとして、原木シイタケの林産物に対する支援も検討する等、木材の利用促進を図る取組みに、有効に活用して参りたいと思っております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、先ほどの質問の中で、来年度からの本格的な税の施行が、森林整備の現状を変えていく契機になればということを行いました、そのためにはしっかりと計画を立て、それに沿って実

行していく必要があると思います。

指針となる森林整備計画というものはあるのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、町には白川町森林整備計画というものがございます。これ昨年から10年間ということで、計画を立てておりますが、森林整備の基本方針、とか、間伐造林、林道等のこういった事業をですね、どうやって行うかというような森作りについて将来目標を定めております。この計画に乗せることで、各種事業を進めるという形になっております。

大きな見直しは5年に1回ということですが、毎年軽微な見直しを行ってですね、先ほど言った譲与税の活用についても、この計画に入れて進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、森林整備計画があるということですが、それが本町の現状に沿ったものなのか、近隣市町村と同じようなものなのか、ちょっとその辺のところ、そして、やはり見直しが5年に1回ということなんですけども、常に森林組合と話し合い等をですね、密にされて、やはりその時々々の現状に沿って見直しをされていく、1年に1回軽微なっていうようなことも今言われましたけども、そういったことも必要だと思いますが、その辺について、もう一度よろしくお願ひします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、ご質問の通り、毎年軽微な見直しを行うということで、行っておりますが、今言われましたように、森林整備につきましては、森林組合が大きな事業主体になりますので、そこでの調整をさせていただき、進めていく形になります。

本町の森林整備計画の上には、飛騨川地域森林計画、その上には岐阜県森林作り基本計画というものがございまして、そちらと連動していくという形になります。

先ほど申し上げましたように、新たな譲与税の使い道についても、この事業をうまく活用できるためには、この計画に載せなくてはいけないということでございますので、しっかり現場の方お打ち合わせをさせていただいて、進めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

次へ行きます。

はい、それでは、次の大項目といたしまして、針葉樹の人工林の今後についてということで質問をいたします。

針葉樹の人工林は、植林、間伐等の手入れと活用のための伐採、再植林を繰り返して維持して行くことが一般的だと思いますが、このたび政府が花粉症対策として打ち出した原案の内容と、そして防災や環境保全の観点も含め、今後広葉樹との混交も考えていく必要があると思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎君)

林業専門監

ご質問のありました針葉樹の人工林の今後について回答します。

三戸議員の言われたとおり、林業は、伐採、木材生産、再造林を繰り返すものですが、白川町内の人工林は約1万2,000ヘクタールありますが、35年生以下の人工林は5%と、伐採、再造林が少ない状況となっております。

政府の花粉症対策の中で森林に関するものとしましては発生源対策があります。令和15年度までにスギ花粉の発生量を2割削減することを目標に、スギ林を伐採し、花粉の少ない苗木を植栽させる計画です。防災や環境保全を含めた今後の人工林の整備の在り方についてですが、人工林は道路沿いや作業道のない奥地、緩傾斜地や急傾斜地など、様々な地理的条件のところにあります。近年ではライフラインの保全のために、道路沿いの立木を積極的に伐採する事業などもあり、地理的条件に応じて人工林の管理が求められております。

人工林は間伐等の保育がされ、伐採、利用、再造林がされることを想定としており、定期的な管理が困難な人工林は、広葉樹との混交にすることで定期的な管理の手間、負担を軽減できると考えます。また針葉樹と広葉樹を混交にすることで水源涵養機能や土砂流出防止機能など公益的機能を高める効果や、森林景観や生物の多様性などのメリットもあります。森林所有者の意向もありますが、人工林の管理方法の選択肢の1つとして考えていきたいと思っています。以上です。答弁が終わりました。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、今後の課題ということですが、本町以外で既にこうしたことに実際取り組んでいるよう

な事例があれば教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎君)

林業専門監

混交林の事例ということですが、県内で人工林を混交林にするための森林整備をした事例は把握しておりません。

他県ではですね独立行政法人森林研究所や森林整備、造成センターなど国の関係機関にはなっていますが、それらがですね、混交林に取り組んだ実績がありハンドブックなどでも公表しておりますので、白川町でどのような地形条件等の人工林を混交林化進めていくのが良いのか今後あり方を検討していきたいと思えます。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、そうした取り組みがですね、検証して有効であればですねぜひ参考にさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたしまして、次の質問に移ります。

里山林の再生問題についてということで、質問をいたします。

人里に近い里山林は、災害予防、獣害対策といった視点から、危険木や不用木の除去などによるバッファゾーンの整備が必要ですが、放置林となった野山は、老齢本が多くなり、竹も繁茂し、また田畑を荒らす野生生物の住処となったりします。

荒れてしまった森は、そうした木や竹を伐採して新しい山に変えていく必要があります。また将来を見据えた里山林づくりと同時に、それをどう活用していくかという工夫も必要と考えますが、具体策があればお聞きいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎君)

林業専門監

里山の再生について回答します。里山林は、過去には薪等の燃料や田畑の肥料とする草刈場として、人の手が入っていた経緯がありますが、現在は利用される機会がほとんどなく、草木が繁茂する場所がほとんどとなっております。

岐阜県の森林環境税を活用したバッファゾーン整備も行っており、地権者において整備後の維持管理を行うといった協定を結んでおりますが、負担も大きく課題となっております。

現段階ではですね活用の具体策はありませんが、維持費が必要ということもありますので、バッファゾーン内ですね木をすべて伐採しますと日当たりがよくなって、より草が生い茂った

りすることから、支障とならない木を保全するといったことや、地形などによりですが、バッファゾーンの中やその周辺にですね、簡易な道を作り管理をし易くすることなども考えられます。活用については地権者がおられますので、事業実施するときに森林資源としての活用を提案できるように、今後も検討していきたいと思えます。以上です。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。次お願いします。

(4番 三戸勝徳君)

4番

再質問はありませんが、将来的なことや活用方法といった観点から、次の質問をさせていただきます。原木シイタケに使用する広葉樹の確保について質問をいたします。

町内の専業原木椎茸生産者の方々からは、全国的な原木不足と生産に要する資材等の物価高騰により、非常に厳しい現状をお聞きしております。現在、物価高騰対策として、原木に対する補助があり、その補助額も増額していますが、将来にわたり安定した原木の確保という観点から考えたとき、他に依存している原木を町内で確保できるようにすることが一番の解決策となるのではないかと考えます。

原木椎茸に使用する広葉樹の調達に厳しい現状の中、森林環境譲与税を活用した取組み、仕組みづくりはできないものか、お伺いいたします。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎君)

林業専門監

原木しいたけに使用する広葉樹の確保ということについて回答させていただきます。

議員おっしゃられる通りシイタケ原木の確保につきましては、東日本大震災より関東のシイタケ原木が供給されなくなったことで、全国的に厳しい状況が続いております。それ以後で続いております。白川町はですね、原木しいたけの産地ですが専業生産者の減少など産地として維持していくには、原木の安定供給も重要なことと認識をしております。

町内でシイタケ原木の調達は過去に、町有林のコナラを原木シイタケ生産組合に販売した実績もありますが、原木生産できる場所が限られていることから、継続的な取組みには至りませんでした。

現在は森林文化アカデミーの林業改良普及指導員と連携し、作業道などから離れた直接集材ができない場所での原木生産の検討に取り組んでおります。また、シイタケ原木となるコナラ林の造成には、森林環境保全直接支援事業や、自伐林家型地域森林整備事業など既存の補助事業を活用できます。

昨年度は黒川地内で約2.5ヘクタールのコナラが植栽をされました。現在、原木の購入に対する補助事業に、森林環境譲与税を活用しております。また、シイタケ原木安定供給の仕組み作

りを進めており、新たな課題ができてきたときには、同じく森林環境譲与税の活用も必要になると考えております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、作業道などから直接集積できない場所での原木生産の検討、これの取り組みということも言われましたけども、一方で、搬出しやすい場所にある放置林を効率的に原木を取得できる広葉樹林へと転換することも考えられますが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎君)

林業専門監

この放置林をコナラ林に転換するといったことにつきましては、放置林かどうかと放置林がどこにあるのかといった把握をしていない現状がありますので、所有者の意向確認などの作業も含めまして、順次取り組んでいければと考えます。

町が主体で、コナラ林整備をすることは難しいのですが、現在町の方ですね、山林境界明確化を行っており、時期は未定ですが今後その調査をもとにですね、森林所有者の管理の意向調査を計画していきますので、活用しやすい放置林の把握やシイタケ栽培者とマッチングなどによって、原木シイタケの安定供給の取り組みに繋げていきたいと考えております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、わかりました。もう1点ですけども、例えば山際にある耕作放棄地や、傾斜地にある荒れた茶畑などもそうなんですけども、こうしたところにコナラ等を植えることは不可能ではないとは思いますが、それを簡単にできるような特別な仕組み作りというものはできないでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎君)

林業専門監

耕作放棄地にコナラを植えるとなりますと、農地法の手続きなどが必要になると思われま。必要な手続きを取ればそういったことも可能となるかと思ひまして、実際川辺町ではですね、原木シイタケの生産者がコナラを育成している事例があります。で、より簡単にとのことですが、

ちょっとこれ、今後、そこら辺も含めて研究をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、例えば僕もよくちょっとわからない部分で申し訳ないのですが、特用樹っていう考え方の中で、例えば柿の木であったり、栗の木であったりっていうものは特用樹になるということなんですけども、コナラやクヌギはそうではないっていうことなんですけども、こういったものは決まりきったことであって、変えることは当然できないと思うんですけども、例えばそうしたことをです、何とかその中にいわゆる同列にするようなですね、ことができないかとか、素人考えで申し訳ないんですけども、そんなことも含めてですね、何かそういった仕組みができれば、非常に伐採しやすいところからですね、原木を出せるというようなこともありますし、扱っていないところを活用するという意味でもですね、いいのかなとはそんな素人考えで申し訳ないですが、こんなことも思います。

また、先ほど川辺町のこともありまして、私もちょっと確認をしたりしましたけども、やはりちょっと時間がかかってですね、できないことはないということですので、生産者の方がそういうことをされるのはいいと思いますし、先ほど専門監言われたようにですね、研究されて、もしそういうことが可能であればですね、ぜひ、取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。再質問これ以上はありませんけども、原木シイタケに関しましては、天皇の代がわりの大嘗祭のときに、県の特産品として献上されたということとかですね、先日、小農フェスに行ってまいりましたけども、そこで黒川に在住しているみえる方がですね、原木シイタケを題材にした新作落語を披露されました。

また、これも黒川にあるビール工房ですけども、シイタケの香りをつけたですね、クラフトビールそんなものを作って見えるということで、そうしたことでですね、周りから後押ししているというような現実もございます。そういう中で、やはり町の特産品ですので、ぜひですね、こういったところにもですねできるだけ手厚い補助をしていただいでですね、何とか後継者問題も絡みますが、原木シイタケの生産者がこれ以上減らないことを望んでいるところであります。

最後になりますけども、やはりですね、ここに住んで白川町に住んで暮らしていく中でですね、やはり故郷の山と、いわゆるふるさとの山ですね、毎日目にする故郷の山と向き合う上で、安全安心が得られるよう、また、町の主要産業である林業、そして関連産業が衰退することのないよう、今後も課題解決に取り組んでいただきますようお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長

4番三戸勝徳くんの質問を終わります。

次に3番伊佐治優くん。

(3番 伊佐治優君)

3 番

はい、それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。まず、最初公共交通についてでございます。

一年前とは違い今年3月のWBCの応援に始まり、5月にはコロナ感染症が5類になる事で様々なスポーツ分野での声出し応援が復活、今年のプロ野球に始まり夏の高校野球で慶応高校への応援、先日のバスケットワールドカップで史上初のヨーロッパ勢を破りパリオリンピックの出場権を獲得する活躍などの一因に声出し応援がありました。又、円安の影響も重なり海外からの旅行者が増加、国内でも行動の自由でコロナ禍以前のように旅行や帰省、各種の会合が増えてまいりました。コロナ禍も心配されますが、このままコロナ禍以前の生活になるように思われます。

さて、そんな状況で先般7月に4年ぶりの開催の蘇原地区福祉座談会が蘇原3自治協議会それぞれ行われました。三川は福祉センターさわやか白楽園、赤河は蘇原ふれあいセンター、切井は切井体育館でそれぞれ行われました。残念ながら参加者は少数でしたが、その会議録を拝見しますと各地区とも熱心にいろんなことが話し合われました。その中で白川町の公共交通についての話題が各地区でありました。赤河地区では、お出かけ白川が自宅まで来てくれるので利用し易い、の半面、切井地区では、お出かけ白川を利用できない人が増える傾向であり、移動販売車を採用してもらいたい、又、三川地区では、乗り換えが多く不便、運行経路を知らない、などの意見が出ておりました。

実際に公共交通の運行を確かめようと、前回、第2回定例会最終日に自分自身で利用しましたが、自宅からマツオカまで約900m近く歩かないと乗れない状況でちょっと大変かなと思いました。又、お出かけ白川は事前の予約が必要でいきなりの利用はできないとあり、歩く選択をしましたが、これがすぐにでも利用したいと事ができた高齢者にとって利用しづらい部分ではないかと少し思ったところです。三川の住民の方々や運転免許を返上した高齢者にとって町内の移動に、お出かけ白川を利用するには、特に三川の住民にはストレスがあるのではないかと思いました。このような状況の公共交通について、以下の質問をさせていただきます。

一番としまして、三川地区は公共交通の黒川方面と蘇原方面の分岐となる重要な位置だと思いますが、現状では利用に不便な状況です。利用が増すような、今後の運行方法の見直しなど計画されていないか質問します。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

まず、議員自らお出かけしらかわをご利用いただいていることに対しまして、感謝を申し上げます。また、地域の方々や関係者の皆様に於かれましては、当初から今日まで大変多くのお力添

えをいただいておりますことに対しましても、改めて感謝を申し上げます。

それでは、伊佐治議員の一般質問に対しまして回答させていただきます。白川町の地域公共交通は、継続運行していただいております路線バスを軸としながら、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービス、いわゆるデマンド運行を組み合わせ実施をしております。このデマンド運行は、運転手や使用する車両といった限られた資源を有効に活用し、より多くの方々の利用に役立てたいという思いから、運行範囲を白川、白川北、蘇原、黒川、佐見地区をベースとしたゾーンに分け、その区域内で効率よく運行することとしております。このため、区域外へ出ようとする際には、設定をされておりますそれぞれの乗り継ぎ場所にて路線バスに乗り換えをしていただき、区域外の最終目的地へ行く必要がございます。

先の7月8日と9日の日に、地域部会、利用者、子育て世代、運転手の方々に地域ごとに集まっていただき、グループインタビューを実施いたしました。そのなかでも、蘇原地区、特に三川の藤井や山寄地区の方々から、ゾーンの見直しをしてほしいといった声が多く聞かれましたので、その場に同席いただいております本町の公共交通戦略特命監である名古屋大学の加藤教授ともども、運行の改善が必要という認識を持っておる次第でございます。令和6年度からスタートいたします、新たな白川・東白川地域公共交通計画、こちらの策定を現在進めておりますので、地域の実際に利用されている方々の意見をしっかりと聞き、ゾーンの見直しや運行の改善が可能かどうかを検討して、より利用しやすい体制を構築していきたいと考えております。

当面は、最寄りの乗り継ぎ場所又は路線バスのバス停までが遠方な方には、事前にデマンド運行の予約をしていただき、自宅玄関先から乗り継ぎ場所又は最寄りのバス停にて乗り降りしていただき、そこで路線バスに乗り換えをして、区域外の目的地へ行っていただくようお願いをまいります。以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

はい、今お答えになって運行の改善というお話でございますけれども、具体的にどのような内容、また変更の時期がいつごろになるか、利用者としては、すぐにでもというのが、本音でございますが、なかなか諸事情というか時間もかかることだとは思いますが、おおよその目処はどの程度か、わかればお聞かせを願いたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

まず一つ目の運行の改善、具体的な内容についてでございますが、限られた資源を有効に活用するというのが前提でございます。行政といたしましては、白川地区、白川北地区のゾーン、こ

れを白川ゾーンを言いますけれども、現在、このゾーンの中に、三川にございます、ゲンキー白川店が、ピンポイントで含まれておりますので、その範囲を拡大することで三川にお住まいの方々が、直接白川や白川北地区にお出かけすることが、可能となる仕組みというものを提案していきたいと考えております。

この運行範囲の変更については、地域の方々、利用者の方々との協議はもちろんなんですが、白川、東白川地域公共交通活性化協議会こちらの方に諮り、認めていただいて、その後に運輸局の許可が必要となります。こうしたことから2つ目のご質問であります、見直しの時期につきましては、新しい地域公共交通計画がスタートする令和6年度の4月、こちらの方を目標にして進めていきたいと考えております。以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

はい、それでは次に行かせていただきます。

2つ目でございますけれども、運転免許証を返上することで、生活必需品の調達などの不便を感じる方が多くなると思いますが、移動販売車の検討か、お出かけ白川のフレキシブルな運用かの選択になると思いますが、これについてどのような構想を持ちかお尋ねいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

はい、車を所有していない、免許証を返納して運転を卒業された方など、形態の方はさまざまですが、暮らしに不便さを抱いている、または今後に不安を感じている町民の方も少なからずおみえになるものと感じております。

伊佐治議員からの質問のなかにございます、生活必需品の調達を一例としてお答えいたしますと、町内外に住んでいる家族による支援、近隣住民、地域の方々による支援、要介護認定や身体障害者手帳をお持ちの方で、一人で公共交通を利用できない方には、社会福祉協議会さんが実施しております福祉有償運送の利用、町内店舗や生活協同組合コープぎふによる玄関先までの宅配サービスなど、すべてを挙げることはできませんが、様々な支援方法がございます。こうした色々な支援の選択肢があり選べることで、暮らしが豊かになっていくものと思っております。

白川町の地域公共交通は、地域、事業者、行政が三位一体となり、おでかけしらかわひがししらかわというニックネームのとおり、誰もが気軽に家の外に出かけられる環境を作ることに特化して進めております。

そのためには、行き先での用事が有ること、出かけられる場所が有ること、楽しい目的が有ること、一緒にでかけられる仲間がいることなど、いろいろなコトとの連携が不可欠となってまい

りますし、そのコトを地域公共交通と結びつけることで、より発展的な利用へと繋げ、地域公共交通は、まちづくりの根幹であるという認識を持って、公共交通だけでなく様々なコトも持続可能な仕組みにしていきたいと考えています。現在の地域公共交通の仕組みができてから、5年が経過しようとしておりますが、その間、人口は約10%減少しているのに対して、利用者の方はお陰様で7%の増加となっております。多くの方々による尽力のもと形成された現行の体制を、今後も持続できる仕組みづくりと、また、さきほど申し上げました、暮らしを豊かにする利用促進を進めていくことを、最優先とさせていただきながら、柔軟な運用について検討を続けていきたいと考えております。以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

はい、ありがとうございました。

まちづくりの根幹としての公共交通、一般的な乗り合わせだけでなく、様々な行事、イベントに合わせた利用方法を考えるなど、今後も十分検討願いたいと思いますが、町内各種を巡回していることを思いますと、様々な利用方法があるのではないかなあとちょっと思う中で、これは1つの例としてでございますけども、野菜の話ですが生産者が高齢化をしてくるということで、各地区に一定の集積場を設けてですね、そこから野菜村チャオへの農産物の運搬があったり逆のこともあるんですけど、そういう農業との連携でございますけども、なかなか実現するにはハードルが高そうなどちょっと若干思いますけども、地域、地域経済っていうのはちょっと大げさかもしれないんですけども、そういう公共交通と作業を結びつけるというようなことも考えられないかということも一つ思いますし、それについてどのようかっていうのが一つと、あとイベントに合わせてということで今年ふるさとまつりが三川ドームということで進められておりますけども、これもこのときにどのような運行を考えておみえなのか現時点でわかればですね、お答え願いたいなと思います。はい、以上です。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

はい、人を運ぶ、荷物を運ぶ、これらを同時に行うことを、荷客混載を言いますが、制度上、白川町でも実施をすることが可能でございます。先ほどもお話ししましたが、公共交通の方は、まずはお出かけできる環境を作ると、そこを優先して進めておりましたので、現在までのところ具体的な検討の方は行っておりません。ですが地域公共交通は、地域の方々で作り、守り育てていくもの、というふうに認識をしておりますので、そういった方々と対話を重ねて、ニーズを把握し公共交通が野菜等の出荷を担うべきものであるとするのであれば、関係者の方々と協議を進

めながら実証実験をするなどですね、実施に向けて提案ができるか判断をしていきたいというふうに考えております。

2つ目のふるさとまつりでございますが、今年度のふるさとまつりは10月29日の日曜日の日に、三川ドームにてみんまち美濃白川さんが主体となり実施されます。そこでは、各地区から会場へ通常運行の支障のない、スクールバスを活用したスポット運行による送迎が予定されているとお聞きしております。現在はそれぞれの事務者レベルでの運航のすり合わせが行われていると聞いております。町といたしましては、その送迎バスをどういった方が対象となっているのか、どういった方に乗ってもらいたいのかというところを、聞き取りをさせてもらいながら、最適な運行について、アドバイスをしていきたいと考えております。以上再質問に対する答弁させていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

いや、次へ移らせてもらいます。

はい、それでは2つ目町道敷地の登記についてということで、お尋ねをさせていただきます。

白川町内には、町道、農道、林道など数多くの道路があります。その道路の中では登記権利者、持ち主でございますけど白川町では無いもの、個人所有の名義が多くあると思われま。道路関連の整備から昭和の時代に多くの道路が寄付により整備されてきました。しかし、登記権利の移行については残念ながら進んでおらず現在に至っております。昭和62年より事業を推進している地籍調査事業は白川地区、蘇原地区、黒川地区を調査し、現在佐見地区に調査区域が移行しておりますが、この事業で多くの道路の分筆作業が出来てきておりますけど、権利の移行までは出来ないののでこれについては別に作業が必要になってまいります。町道については、道路法で私権の制限があるかと思いますが、他の道路いわゆる農道林道については制限が無く今までの現の所有者が売買することで所有者が変わってその道路が使えなくなることも考えられます。これは今後非常に厳しい問題であると思えます。

ここで質問でございますけども、町内道路の道路敷の登記権利をすることで安心して使える道路となると思いますが、この登記事業の整理に関してどのようにお考えなのかお尋ねをさせていただきます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

それでは、公衆用道路の登記や管理については、地籍調査は町民課、町道管理は建設環境課、農道、林道の所管は農林課と、役場内の各課にまたがっておりますので、今回は公有財産の包括

的な管理を所管しております総務課の私から答弁させていただきます。

議員のご質問は、道路敷地内にある個人名義の土地、いわゆる道路内民地について、白川町への所有権移転登記を進める考えがあるか。ということでありますが、これについては、町としては進める考えはあると回答させていただきます。

道路内民地を個人名義のままにした場合、相続人が相続登記をせず長い間放置されることで相続人が増えてしまい、益々白川町への名義変更が困難になる場合もあります。

また、議員が心配されるように、道路法が適用されない農道などは、個人間の土地売買で所有権が異動することで思いもよらないトラブルにもなりかねません。そんなことにならない為にも、公衆用道路として分筆登記した土地は、速やかに所有権移転登記すべきだと考えます。

町では現在、町道登記事業で、道路改良済みの町道の道路敷については、分筆登記から所有権移転登記まで実施しておりますが、その年間事業量はわずかです。

また、議員ご指摘のように地籍調査で分筆登記、地目変更登記まで行った後、道路管理の所管課との連携不足により所有権登記まで至ってない道路敷地があるようです。まずこれらの土地の所有権移転登記を急がなければならないと考えています。

このような事から、町では、これまでの登記事業の遅れを取り戻すべく、8月から総務課財政係で所有権移転登記を進める体制を執っております。ひとまずこの体制でスタートし、各課連携による速やかな所有権移転登記を目指したいと考えております。以上、答弁いたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

財政の方で進めるということ頑張っていたきたいなとは思いますが、筆数というと本当にかなりの数になってまいりますし、一番は今の所有者がというか道路の所有者ですね、亡くなって見えて相続登記もされていない、2代3代前というところもございます。そうしますと、その相続登記にかなりの時間がかかると思います。一例でございますけども、先般地籍調査の方へちょっと出向いたときに、自分が地籍調査におった時ですので、平成18年から20年の間にやった相続の道路敷の分の相続登記の同意書をもらうように送ったやつが、今頃ついてました。封筒の宛先が自分の名前になってたんですけど、そんなことでいわゆる相続が絡んでくると結構な時間がかかってくると思います。やっぱりある程度専門の部署っていうか専門の係を配置しないとなかなか終わっていかないのかなということを思います。

それともう1つ、先ほど言いました、ちょうど今現在の町道はいいんですけども、農林道の中でも町道的な性格をしている道路があるんじゃないかなとちょっと思うところもありますけども、それらのですね、町道認定でございまして、それも計画的に考えていかなければいけないのかなあ特に町道認定しますと、交付税の対象になってまいりますので、その辺なかなか今までできていなかったのかなとちょっと思うところがございますが、それも町道認定についても、白川

町全体をよく見ていただいていますね、計画的にできないかなと思いますが、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君)

建設環境課長

町道認定ということですので、私の方から回答させていただきます。

町では、町道農道林道を整備してきておりまして、また町内には多くの私道が存在しております。この中で、主に複数の方が通勤や通学での利用など、生活に密着した道路を町道として管理をしております。しかし議員おっしゃられた通り、例えば農道で整備した道路とありましても、現状では町道のように利用されるような道路もあります。また逆に町道ではありますが、農道のような取り扱いをされている道路も存在すると思っております。

地域からの意見をお伺いし、道路の利用状況や道路の状態を把握した上で必要であれば、町道の認定、また町道の廃止といったことも考えておりますので、引き続き調整しながら町道認定等を行っていきたいと考えております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

総務課長

すいません。

議 長

総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

先ほどの中で専門の職員の配置について、考えたらどうかというふうなご質問がありました、確かに登記に関わることでありますので職員の中でもそれに携わったことのある職員がそんなにいるわけではありませんので、これがこれからまとめて今まで遅れていた分を取り返そうと思うと、かなりそういった専門的な知識のある職員は配置が必要かとは思いますが、今回、定数条例の改正の方もさせていただいたわけなんですけれども、なかなか限られた職員の中でどこまでできるかというのはちょっと今はっきりお伝えすることができませんけれども、職員もしくは会計年度任用職員それでも無理な場合は外注というふうなことも考えまして、いずれの場合をとりましても、今まで遅れてきた分については、体制をとって進めていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

はい、再質問というかお願いというかでございますけども、今度林道の話になってしまうかもしれませんが、いわゆる山1つ元の所有者が売ってしまった、誰かに売ってしまったその中に林道が通っている可能性がよくございますけども、今、山林境界調査とかですね、地籍調査で山の部分とかもうかなり調査に入っております。できるだけその道路を分筆した方がいいのかなあとも思うんですけど、いろんな考え方でやめちゃうって言い方変ですけど昔、林道なんかは一定の方しか使わない山の所有者だから文筆はしないでおこうとかっていうことでやめてしまった部分も若干あるんですけども、それはそれとして今後の話として、とにかく道路部分を出すというのが1つと、山を売るとことかそういうお話があったときにですね、ちょっと最初の質問と離れちゃうかもしれませんが、もしくはですね道路の側という条件が良くて町が購入できるといういなというところはですね、なるべく町有林なりってというような形で町で寄付をしていただくか購入していただくってというような思いがございまして、とにかく、個人的には他所へ出さないって方がいいかどうか分かりませんが、町内の土地はなるべく町の中の人で持っていていただくようなことっていうことで、できれば町の方で取得をしていただくようなことを、積極的にとは言いませんけども、要請があれば検討していただくという今後進めていっていただきたいなというふうに思ってますが、いつぞやそのような一般質問をした覚えがございまして、ちょっとそれからまた時世がだいぶ変わってきてよその方が購入される例が多々ございまして、やっぱり町としてなるべくその土地を確保していただけないかなというふうにちょっと思いますが、今後そんなような方針、考えですね、どのように思ってお見えか、ちょっとお聞かせをしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、林道について、同じように農道と合わせてですね、地権者が確定できないということがあってってということかと思えます。また、そういったことを危惧して、寄付等のことも考えていただきたいというような質問だと思えます。

現在、山林の取得については、どういった山林ですね、町が取得するかっていうところ、公益性があったりとかいうことで水源涵養であったり、そういった山林については積極的に取得をするという方向になっております。ただ、なかなか利用ができない状況の山につきましては、調査をし、お断りをするということもあるという状況です。そんな中で林道については、必要な登記があればですね、やる必要があると思っておりますけども、以前、利用者が限定されているってことで、登記は進まなかったんですが、今後いろんな山林の活用方法がありますので、方向的には林道についても、登記すべきだというふうに考えます。なかなか山林境界の確定についても、今始まっておりますが、進まない状況の中でありまして、しっかり所有者がわかる段階になってですね、分筆ができる必要があるということであれば、進めるということ考えていきたいと思って

おります。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

ありがとうございました。

議 長

以上で、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

議 長

再開します。

今後の日程についてお諮りします。

明日12日と13日は、委員会審査のため、14日は議事の都合により、白川町議会会議規則第10条第2項の規定により休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、12日から14日までの3日間は休会することに決しました。

議 長

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

ただいま決定しました通り、本日はこれをもって延会し、9月15日本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

なお、12日と13日は、予算決算審査常任委員会を午前9時から役場分館3階大会議室において開催しますので、各位のご参集をお願いいたします。

それでは本日はこれをもって延会とします。ご苦勞様でした。

(午後3時44分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員